

宮の森カントリー倶楽部 カート利用約款(乗り入れ専用)

第1条 (本約款の目的)

この約款は、宮の森カントリー倶楽部（以下、「当倶楽部」という。）の乗用カート（以下、「カート」という。）の利用基準を定めるものです。カートの運転者及び同乗者は安全運転及び事故防止に十分注意して利用することを目的とします。

第2条 (約款及び諸規則の遵守)

カート運転者（以下、「運転者」という。）及び当該カート同乗者（以下、「同乗者」という。）（以下、運転者と同乗者を併せて「利用者」という。）は、カート利用に関しこの本約款を遵守する義務と責任を負います。

第3条 (運転の資格)

- 1 運転者は、当該カートを適切に運転できる方に限ります。
- 2 酩酊、その他の事由により、正常な操作が困難ではない方に限ります。
- 3 運転者は、運転免許証を所有している方に限ります。

第4条 (運転者の責任)

カートの移動、停止、同乗者の乗降、その他のカート運転に関する事項は、運転者（複数の場合は運転担当者）の責任において行って下さい。

第5条 (走行場所)

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、カート用道路およびカート乗り入れを許可された場所でカートを運転して下さい。

第6条 (利用者の注意事項)

- 1 カートの利用に関しては、係員の指示に従って下さい。
- 2 運転時は、カートの走行装置（電源・駆動・駐車装置等）には、触れないで下さい。
- 3 カートが発進する際及び走行中は、カートの握手（アームレスト・アシストグリップ等）にかまって下さい。
- 4 カートの発進時・走行中は頭・腕・手・足、衣類用具などをカートからはみ出さないで下さい。
- 5 カートの乗車は、カートの定員を守って下さい。

第7条 (運転中の注意事項)

運転者はカートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- 1 運転の開始に際しては、ブレーキその他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
- 2 発進の際、他の利用者が着席し、カートの握手につかまったことを確認して下さい。
- 3 発進の際は、周囲の安全を確認してから発進して下さい。
- 4 曲折した場所等を通行する場合には、減速走行して他の利用者に声を掛けるなどして下さい。
- 5 カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には、停止または駐車させないで下さい。
- 6 カートの乗り降りは、カートが完全に停止してから行って下さい。

第8条 （事故の発生時）

利用者は、カート事故が発生した場合またはカートが故障した場合は、ただちにマスター室にその旨を連絡して下さい。

第9条 （事故対応）

カート利用に関し、自らの故意または過失により人身に危害あるいは当倶楽部施設に損害が生じた場合には、自らの責任でその損害の賠償をしなければなりません。

以 上

2026年 4月 1日 制定